

おわかりにくいこと等お気軽に商工会議所へご相談ください！

新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援ガイド

～中小企業・小規模事業者の皆様が対象です～

※本チラシは、令和4年1月26日現在の情報であります。
その後、内容については追加や変更される場合がありますので、その都度お問い合わせください。

氷見商工会議所のHPで最新情報を！

国（経済産業省や厚生労働省等）や富山県、氷見市のホームページもご覧ください。



氷見商工会議所(☎74-1200)

支援金

感染症拡大により、営業自粛等により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくために給付します。

地域・業種問わず、固定費負担の支援として売り上げ高減少額を基準に算定した額を一括給付

NEW事業復活支援金【申請期間:令和4年1月31日～5月31日】
【対象者】新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者
【給付額】5か月分(11月～3月)の売上高減少額を基準に算定(中小法人)上限250万円(個人事業者等)上限50万円

事業復活支援金
事務局相談窓口
☎0120-789-140

助成金・補助金

コロナ禍対策での雇用維持、事業再開や業務効率の改善、設備投資、販路開拓や新商品開発などを積極的に支援します。

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等による事業再編や規模の拡大等を支援

事業再構築補助金【公募開始:～令和4年3月24日(第5回)】
【対象者】2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
【中小企業補助額】(通常枠)100万円～【補助率】2/3(6,000万円超は1/2)
(卒業枠)6,000万円～【補助率】2/3

事業再構築補助金
コールセンター
☎0570-012-088

販路開拓等やコロナ感染防止対策を支援

【日商】小規模事業者持続化補助金〈一般型〉
【申請締切:令和4年2月4日(第7回)】
小規模事業者等が取り組む販路開拓等の経費を補助【補助額】最大50万円(2/3補助)

氷見商工会議所
☎74-1200

【国】小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉
【申請締切:令和4年3月9日(第6回)】
感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる取り組みを支援
【補助額】上限100万円(補助率3/4)

持続化補助金低感染リスク型
コールセンター
☎03-6731-9325

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を補助

ものづくり補助金【申請締切:令和4年2月8日(9次)】
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。新型コロナの影響を乗り越えるための補助金(低感染リスク型ビジネス枠)も新設。
補助率:【通常枠】2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】小規模2/3

ものづくり補助金事務局
☎050-8880-4053

自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助

IT導入補助金【開始時期:調整中】
インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。
【補助率】1/2から3/4に引き上げ(～50万円)1/2から2/3に引き上げ(50万円～350万円)
PC、タブレット、レジ・券売機などの購入を補助対象に追加

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
コールセンター
☎0570-666-424

商品開発や販売促進事業を支援

氷見市販路開拓挑戦支援事業補助金【申請期限:2月28日(月)】
新型コロナ感染症の影響を受けた市内事業者が、当所やHimi-Bizの支援を受けながら新たな商品開発や販売促進事業を行う際の費用を補助【補助額】最大30万円(補助率1/2)

氷見商工会議所
☎0766-74-1200
Himi-Biz
☎0766-75-3640

雇用を維持したい

雇用調整助成金(特例措置)【特例措置期間:(再延長)～令和4年3月31日※】
緊急対応期間の休暇(短時間休業を含む)に対して事業主が労働者に休業手当などを支払う場合、その一部を助成
※令和4年1月～業況の再確認を行うため書類の再提出が必要
緊急雇用安定助成金【緊急対応期間:(再延長)～令和4年3月31日】
雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合・休業規模要件を満たさないため、最低賃金を引き上げた中小企業における要件緩和を利用する場合

富山労働局
助成金センター
☎076-432-9162

事業場内で最も低い賃金の引き上げを助成

業務改善助成金【業改善助成金特例コース】【申請期限:令和4年3月31日】
NEW新型コロナ感染症の影響で、特に業況が厳しい中小企業事業者を支援する「業務改善助成金特例コース」が新設【助成額】最大100万円【助成率】3/4

業務改善助成金コールセンター
☎03-6388-6155

貸付利子が実質的に無利子になる制度

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度【申請期限:令和4年11月30日】
新型コロナウイルス感染症特別貸付の利率の利息部分について3年間分の利子相当額を一括で助成【補給額】最長3年間分

中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症
特別利子補給制度事務局
☎0570-060515

助成金・補助金

コロナ禍対策での雇用維持、事業再開や業務効率の改善、設備投資、販路開拓や新商品開発などを積極的に支援します。

コロナ離職者を雇用した方の人件費を助成

トライアル雇用助成金

【対象】コロナ離職者を一定期間試用雇用(トライアル雇用)する県内事業所
【給付額】(一般・新型コロナウイルス感染症コース)月額最大4万円(短期間コース)月額最大2.5万円

正規雇用助成金

【対象】トライアル雇用後も引き続き正規雇用した事業所
【給付額】最大15万円(1事業主3人まで)

富山県人材活躍推進センター
☎076-411-9169

雇用調整助成金を申請するために社労士などへ支払いが生じた

雇用調整助成金の申請支援補助金【申請期限:(延長)令和4年2月28日】

雇用調整助成金の申請のため社会保険労務士等に書類等の作成を依頼し、代行報酬等の支払いが発生する方に対して補助。上限5万円(初回分のみ)

氷見市商工振興課
☎74-8105

申請書類作成費など専門家への支払いを支援

氷見市補助金等申請支援事業補助金【申請締切:(延長)令和4年2月28日】

国・県等の新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度における申請書類の作成等について、有資格者に支払った費用の一部を補助。対象経費の1/2(上限5万円)
【要件緩和】従前に申請した経済対策支援制度と異なる制度であれば、複数回の申請が可能

金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組みたい

ビヨンドコロナ応援資金【取扱期間:令和4年3月31日】

「伴走支援型特別保証」を利用する場合に、保証料をゼロとする制度
【融資額】最大4,000万円
【申込先】市町村の認定書を添えて取り扱い金融機関

富山県信用保証協会
☎076-423-3171

県融資等の貸付を受けて利子や保証料負担が発生した

利子・信用保証料の助成

新型コロナウイルス対策の県制度や公庫等の貸付を受け、当初3年間の利子負担や保証料負担が発生している方。(国の特別措置が受けられない方...売上高減少率▲15%未満の法人)
【利子補給】補助対象期間:初回償還月(据置期間含む)から3年間
申請期間:毎年12月分の利子まで支払い後、翌年1月中に申請
【保証料補給】補助対象期間:当初支払分全額
申請期間:融資実行から2カ月以内に申請

取引金融機関または
氷見市商工振興課
☎74-8105

学校休業に伴い仕事ができなくなった

小学校休業等対応支援金(個人事業主)

【申請期限:令和3年11月1日~同年12月31日までの休業期間については令和4年2月28日まで】
小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援【支援額】6,750円/日

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金
コールセンター
☎0120-60-3999

貸付

最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子になる等負担軽減が図れます。

売上減少での資金繰りを支援します

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対策マル経融資等
【貸付額】8,000万円以内【返済】設備20年・運転15年以内(据置5年以内)等
※特別利子補給制度を活用することで実質無利子になります。

取引先金融機関または
日本政策金融公庫高岡支店
☎0766-25-1171

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援

経済変動対策緊急融資(新型コロナウイルス感染症対策枠)

【取扱期間:(延長)令和4年3月31日】
【対象】新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者
【融資限度額】1億6000万円(運転資金)
【返済期間】運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)

富山県商工労働部地域産業支援課
☎076-444-3248

緊急経営改善資金(借換資金)【取扱期間:(延長)令和4年3月31日】

【対象】新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、経営改善計画を策定し、借り換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者
【融資限度額】一般枠8,000万円、小口枠2,000万円
【返済期間】10年以内(うち据置期間1年以内)

猶予・減免

コロナ禍の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、税等の負担軽減措置が講じられています。

県税や社会保険料等の負担を軽減します

県税、社会保険料等の納付猶予など

【県税】新型コロナに関連する下記ケースに該当する場合の猶予制度あり
①災害により財産に損失が生じた②本人又は家族が病気にかかった③事業を廃止又は休止した④事業に著しい損害を受けた
【国民年金保険料】新型コロナにより収入が減少・当年中の所得の見込みが国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方が対象

県税:富山県総合県税事務所
☎076-444-4631
社会保険料等:高岡年金事務所
☎21-4180